

# 特定非営利活動法人 医療資源循環推進機構定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人医療資源循環推進機構と称し、英文では“Resource Circulation Initiative for Next-Generation Sustainable Healthcare”と表記し、略称を RINGS とする。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県前橋市昭和町三丁目39番22号に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、医療機関および社会に対して、「持続可能な医療のためのヨード・ガドリニウムリサイクル・プロジェクト (Recycling of Iodine & Gadolinium for Sustainability : RINGS project)」をはじめとする、造影剤を含む医療由来化学物質および医療用プラスチック製シリンジ等に関する環境影響の低減および資源循環の在り方に関する調査研究、情報発信及び啓発、およびそれらの支援等の事業を行い、環境と調和した持続可能な医療の実現および環境保全に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 医療由来化学物質（造影剤等）の環境影響および資源循環に関する調査研究事業
- (2) 医療用プラスチック製シリンジ等の環境影響および資源循環に関する調査研究事業
- (3) 医療機関、研究者、関連分野の関係者間における情報共有および意見交換の促進事業
- (4) 環境と調和した医療の推進に関する啓発・教育事業
- (5) 前各号の事業を推進するための提言および連携支援事業

(6) 前各号に関連する研究成果の発信および学術活動の支援事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条に

において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄  
(7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第52条及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるこ

とができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者があつた場合には、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第9章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	0円、	年会費	3,000円
(2) 活動会員	入会金	0円、	年会費	0円
(3) 賛助会員	入会金	0円、	年会費	100,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和9年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から令和9年3月31日までとする。

## 別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	対馬 義人	理事長
〃	大田 英揮	副理事長
〃	隈丸 加奈子	副理事長
〃	熊坂 創真	副理事長
〃	陣崎 雅弘	
〃	須藤 高行	
〃	茅野 伸吾	
監事	平澤 裕美	

(様式例 2)

## 役員名簿

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 医療資源循環推進機構

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	対馬 義人		無	理事長
〃	大田 英揮		無	副理事長
〃	隈丸 加奈子		無	副理事長
〃	熊坂 創真		無	副理事長
〃	陣崎 雅弘		無	
〃	須藤 高行		無	
〃	茅野 伸吾		無	
監事	平澤 裕美		無	

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、各役員について、報酬を受ける者には「有」、受けない者には「無」を記載する。
- 4 「備考」欄には、理事長、副理事長等を記載する。

(様式例6)

## 設 立 趣 旨 書

### 1 設立の趣旨

ヨードおよびガドリニウムを含む造影剤は、現代の放射線診断（画像診断）に不可欠な医薬品であり、これらの元素は医療の質を支える重要な基盤材料である。一方で、造影剤は使用後に体外へ排出され、下水処理を経て環境中へ流出していることが各種研究により報告されており、医療由来化学物質としての環境影響が近年注目されている。

ガドリニウムは、特定の条件下において生体への影響が指摘されている元素であり、またヨードについても、その化学形態によっては生物環境への影響が懸念されている。これらは、従来十分に議論されてこなかった「医療と環境の接点」に位置する新たな課題である。

さらに、ヨードおよびガドリニウムは医療のみならず様々な産業で利用されているが、いずれも限られた資源であり、需要の増加に伴い、将来的な安定供給や持続可能な利用の在り方について検討が求められている。ヨードは約30%が日本産であり、わが国が輸出しているほとんど唯一の天然資源だが、現在以上の増産は世界的にも困難とされる。ガドリニウムはレアアースの一種であり、その殆どが中国で生産されており、輸出規制による供給危機は最近報道されている通りである。

また、造影剤は特殊プラスチック製のシリンジで供給されているが、使用後はほぼ全てが焼却されており、リサイクルの試みは行われていない。その量は膨大であり、年間900万本以上である。しかしながら、医療現場、研究者、関連企業、社会の間でこれらの課題を横断的に議論し、体系的に取り組む枠組みは十分に整備されていない。

このような背景を踏まえ、本法人は、医療に不可欠な造影剤に含まれるヨードおよびガドリニウムを対象として、環境影響の低減および資源循環の可能性に関する調査研究、情報共有、啓発活動等を行うことにより、環境と調和した持続可能な医療の実現に寄与することを目的として設立されるものである。同時にプラスチックのリサイクルの筋道を立てることにより、資源循環を試みるものである。

### 2 設立申請に至るまでの経過

設立発起人らは、放射線診断および関連分野に携わる中で、造影剤の環境中への流出や資源利用の在り方について問題意識を共有するようになった。これまで、学会発表や研究活動を通じて個別に情報交換や検討を行ってきたが、より中立的かつ継続的な枠組みの必要性を認識するに至った。学問的探究のみならず、得られた成果を社会に還元する具体的取組が必須であると考えている。

そこで、医療従事者や研究者のみならず、工業、製薬業、リサイクル業などの関連分野の関係者が立場を超えて参画し、多職種が協同することによるリサイクルシステムの構築を目指すと同時に、客観的な調査研究および社会への情報発信を行う非営利組織として、

本法人を設立することとした。

令和8年4月3日

特定非営利活動法人 医療資源循環推進機構

設立代表者 住所又は居所

氏名 対馬 義人

(様式例8)

## 令和8年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 医療資源循環推進機構

### 1 事業実施の方針

本法人は、設立初年度においては、医療由来化学物質、とくに造影剤に含まれるヨードおよびガドリニウムをめぐる環境影響および資源循環の課題、さらに医療用プラスチック資材の取扱いについて、関係者間の共通理解を形成することを最優先とする。

そのため、文献調査および既存データの整理を中心とした調査研究の基盤整備、情報収集および共有、医療機関・研究者・企業等との意見交換を通じて、今後の実証的取り組みに向けた検討を段階的に進める。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
医療由来化学物質に関する調査研究事業	造影剤に含まれるヨード・ガドリニウムに関する国内外の文献調査および既存データの整理を行い、環境影響および資源循環に関する基礎的情報を収集する。	設立後～令和9年3月	主たる事務所等	3名程度	国内の医療従事者、研究者、薬学、工学者等（約30名）
情報共有・意見交換促進事業・シンポジウムの開催	医療機関、研究者等を対象とした情報交換および意見交換の実施、関係者との連絡調整および今後の方針等について検討する。	令和9年1月～令和9年3月	主たる事務所等・シンポジウムは東京都内	3名程度	国内の医療従事者、研究者、薬学、工学者等（約100名）
啓発・教育事業	医療と環境の関係に関する基礎的情報を整理し、法人のホームページ等を通じて情報発信を行う。	設立後～令和9年3月	インターネット上	2名程度	国内の医療従事者、一般市民等（約100名）

(様式例8)

## 令和9年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 医療資源循環推進機構

### 1 事業実施の方針

本法人は、前年度において整備した調査研究および関係者間の共通理解を基盤として、医療資源循環に関する実証的・研究的取り組みを段階的に開始する。

特に、医療現場で未使用のまま廃棄される造影剤（ヨード）に着目し、医療機関および関係企業との連携のもと、回収方法や運用上の課題、医療現場への負担、環境影響等について検証を行う。

あわせて、ガドリニウム造影剤および医療用プラスチック資材については、将来的な資源循環の可能性を見据え、技術的・制度的観点からの整理および検討を継続する。

これらの活動を通じて、医療資源循環に関する論点を整理し、関係者との対話を深めながら、持続可能な医療の実現に向けた基盤づくりを進める。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
医療由来化学物質に関する調査研究事業	造影剤に含まれるヨードおよびガドリニウムに関する文献調査およびデータ整理を継続するとともに、医療現場における実態把握および課題の整理を行う。	令和9年4月～令和10年3月	主たる事務所等	3～4名程度	国内の医療従事者、研究者、薬学、工学者等（約50名）
医療資源循環に関する実証的検討事業	医療機関および企業と連携し、未使用のまま廃棄される造影剤の回収に関する試行的取り組みを行い、運用上の課題および実現可能性の検証を行う。	令和9年4月～令和10年3月	協力医療機関等	3～4名程度	医療従事者、研究者等（約50名）
情報共有・意見交換促進事業・シンポジ	医療機関、研究者等を対象とした情報交換および意見交換の実施、	令和10年1月～令和10年3	主たる事務所等・シンポジ	3名程度	国内の医療従事者、研究者、薬学、工

ウムの開催	関係者との連絡調整および今後の方針等について検討する。	月	ウムは東京都内		学者等（約100名）
啓発・教育事業	医療と環境の関係に関する情報を整理し、ホームページ等を通じて継続的に発信する。	令和9年4月～令和10年3月	インターネット上	2名程度	一般市民、医療従事者等（約200名）

令和8年度 活動予算書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 医療資源循環推進機構

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	30,000	30,000
(その他)	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	1,200,000	1,200,000
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益	0	0
5. その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	0	0
経常収益計	1,230,000	1,230,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
啓発・広報費(HP運用・更新)	100,000	100,000
啓発・広報費(資料作成)	100,000	100,000
会議費	0	0
公開シンポジウム開催費(会場費等)	300,000	300,000
調査研究費	20,000	20,000
旅費交通費	20,000	20,000
施設等評価費用	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
その他経費計	540,000	540,000
事業費計	540,000	540,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	0
給料手当	500,000	500,000
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	500,000	500,000
(2) その他経費		
会議費	0	0
旅費交通費	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
その他経費計	0	0
管理費計	500,000	500,000
経常費用計	1,040,000	1,040,000
当期経常増減額	190,000	190,000
<b>III 経常外収益</b>		
1. 固定資産売却益	0	0
経常外収益計	0	0
<b>IV 経常外費用</b>		
1. 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計	0	0
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	190,000	190,000
設立時正味財産額	0	0
次期繰越正味財産額	190,000	190,000

※その他の事業を実施しない

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 医療資源循環推進機構

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	合計
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	60,000	60,000
(その他)	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	1,200,000	1,200,000
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益	0	0
5. その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	0	0
経常収益計	1,260,000	1,260,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
啓発・広報費(HP運用・更新)	100,000	100,000
啓発・広報費(資料作成)	100,000	100,000
会議費	0	0
公開シンポジウム開催費(会場費等)	300,000	300,000
調査研究費	50,000	50,000
旅費交通費	40,000	20,000
施設等評価費用	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
その他経費計	590,000	590,000
事業費計	590,000	590,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	0
給料手当	500,000	500,000
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	500,000	500,000
(2) その他経費		
会議費	0	0
旅費交通費	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
その他経費計	0	0
管理費計	500,000	500,000
経常費用計	1,090,000	1,090,000
当期経常増減額	170,000	170,000
<b>III 経常外収益</b>		
1. 固定資産売却益	0	0
経常外収益計	0	0
<b>IV 経常外費用</b>		
1. 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計	0	0
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	170,000	170,000
前期繰越正味財産額	190,000	190,000
次期繰越正味財産額	360,000	360,000

※その他の事業を実施しない